○福島県病院事業職員の給与、

勤務時間その他の勤務条件等に関する

 $\overline{\circ}$ 

六 五

Ŧi.

II. II. II.

規程の一部を改正する規程

訓

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

## 則

○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○福島県薬事法施行細則の 一部を改正する規則

○福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正す る規則

## ○福島県職員服務規程の

島

○福島県事務決裁規程の 一部を改正する訓令

福島県病院局

## 福島県教育委員会

○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

## 福島県人事委員会

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

三三三

○初任給、 昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

規 則

福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則及び福島県商業まちづくりの推進に関する を改正する規則、 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則、 福島県税特別措置条例施行規則の一部

1

条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十六年七月四日

福島県知事

佐 藤 雄 平

## 福島県規則第五十五号

## 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 福島県税条例施行規則 (昭和二十九年福島県規則第六十一号) 0) 一部を次のように改

第二十二号様式その一及びその二中 とっちき を 郡。会 ₩⊏ に改める。

に改め、 を「第40条の16の8第2項」に改め、同様式(その四)中「第40条の16の7第2項」を | | に改め、同様式(その五)中「第40%の16の7第2項」を「第40%の16の8第2項| |第40条の16の8第2項] じ、 第九十号様式(その一)から同様式 同様式(その五)の次に次のように加える。 「農地保有合理化法人等」や「農地利用集積円滑化団体 (その三) までの規定中「第40%の16の7第2<u>〜</u>」 いわき (その6)

条例第40条の16の8第2項の規定による徴収猶予申請書									
取得した耐震基準	所在地								
不適合既存住宅	家屋番号		構造			床 面 積	$\mathrm{m}^2$		
当該住宅の新築	年月日	年	月	日					
取 得 年	月 日	年	月	日					
耐震改修工事の完了う	年	月	日						
不動産取得税	の 税 額				徴収猶予申請額				
上記のとおり申請い	たします。								
年 月	日								
			住	所					
			氏	名					
福島県 地方	振興局長								

\_\_\_\_\_

3

号外第33号

(その6)

条例第40条の16の8第4項の規定による還付申請書										
取得した耐震基準	所在地					家屋番号				
不適合既存住宅	構造		床面積		m²	新築年月日	年	月日		
耐震改修工事の完	年	月	日							
耐震基準に適合することの た年月日	年	月	В							
居住の用に供し	年	月	В							
不動産取得税の税額及び	税額年	月	日							
還付を受けるべ										
上記のとおり申請い。年 月	たします。									
			住	所						
			氏	名				(II)		
福島県 地方	振興局長									

福

郡山・会津・いわき

## 5

## 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十二号様式その一及びその二の 改正規定は、平成二十六年十一月十七日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県税条例施行規則 | 規則」という。)第九十号様式及び第九十一号様式による申請書は、改正後の福島県規則」という。)第九十号様式及び第九十一号様式による申請書は、改正後の福島県税条例施行規則(以下「旧

3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、 税条例施行規則第九十号様式及び第九十一号様式による申請書とみなす。 所要の

調整をして使用することができる。

課

(税 務

## 福島県規則第五十六号

## 福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 福島県税特別措置条例施行規則 (昭和三十八年福島県規則第二十九号)の一部を次の

別表を削る。 第二条を削り、 第三条を第二条とする

様式第一号(その七) 中

福島・いわき・会津

を

祖島

3

## に改める。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県税特別措置条例施行規則(以 「旧規則」という。)様式第一号(その七)による申請書は、改正後の福島県税特

3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則様式第一号(その七)による用紙は、

務

税

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号(その七)の改正規定並 びに次項及び第三項の規定は、平成二十六年十一月十七日から施行する。

別措置条例施行規則様式第一号による申請書とみなす。

所要の調整をして使用することができる。

課

## 福島県規則第五十七号

# 福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則 (昭和二十八年福島県規則第八十六号)

の一部を次のように改正する。

第五条の二第三号を次のように改める

公益財団法人福島県農業振興公社

一十五条第二項第一号中「ものを除く。)」の下に「若しくは同法第二十六条の六

第 項に規定する配偶者同行休業」を加える。

この規則は、 公布の日から施行する。

(職員業務課福利厚生室)

## 福島県規則第五十八号

## 福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則

正する。 福島県薬事法施行細則 (昭和三十七年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改

第十一号様式中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。 第十条中「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める

この規則は、公布の日から施行する。

2 1

福島県薬事法施行細則第十一号様式による登録販売者試験受験申請書とみなす。 正前の規則」という。)第十一号様式による登録販売者試験受験申請書は、 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県薬事法施行細則 改正後の (以下「改

所要の調整をして使用することができる。 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙

薬 務 課

## 福島県規則第五十九号

# 福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則 (平成十八年福島県規則第八十八

計画」に改める。 理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、 第七条第四号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管第六条第五号中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。 画」に改める。 「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業

部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)の施行の日から施行する。 遅い日から、第七条第四号の改正規定は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の する法律(平成二十六年法律第三十号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか この規則中第六条第五号の改正規定は中心市街地の活性化に関する法律の一部を改

令

(商業まちづくり課)

## 訓

## 福島県訓令第十号

福

2 第4項」に改め、 **第二十二条の五** 職員は、法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業の承認 福島県訓令第十一号 配偶者外国滞在事由等変更届(第十八号様式の十二)を所属長を経由して人事総室人規定する配偶者同行休業の承認の取消事由に該当することとなつたときは、速やかに 第 事課長に提出しなければならない 所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。 の三十日前までに配偶者同行休業(期間延長)承認請求書(第十八号様式の十一)を 第二十二条の四の次に次の一条を加える。 福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号) この訓令は、平成二十六年七月四日から施行する。 別表第二の5の表健康衛生総室の部薬務課の項11の②中「※4※※2 嵐」を「※4※ 福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 (その期間の延長を含む。) を受けようとするときは、当該承認を受けようとする日 前項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた職員は、法第二十六条の六第六項に (配偶者同行休業の手続) 平成二十六年七月四日 平成二十六年七月四日 一号様式 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令 (恭恒)中「自己啓発等休業 ………・啓休」や「自己啓発等休業 …… 同項11の17中「第10米」を「第10米第1項」に改める。 自己啓発 休業 4# 自己啓発 棐 \* 鄉 配偶者 同行休業 の一部を次のように改正する。 福島県知事 福島県知事 配偶者同行休業 …… 佐 佐 出本 出本 (行政経営課 藤 先 庁 藤 先 庁 自己啓発 雄 機機 雄 機機 Ш 休業 414 平 平 関関 関関 を … 路休 自己啓発 \* 業 鄉 Ш に、 偶者 嶞 同行休業 Ш Ш に改める。 を Щ Ш に改め、 同表 (裏面) 中

第十八号様式の十の次に次の二様式を加える。

## 第18号様式の11 (第22条の5関係)

	配偶者同行休業 (期間延長) 承認請求書 年 月 日	3
福島県知事	様 所属 職 員 番 号 職 氏名(記名押印又は署名	<b>寻</b> 名)
下記のとおり酉	配偶者同行休業(期間延長)の承認を請求します。	
1 請求に係る 配偶者	氏名	
	職 業	
	請 求 時 の 所 属 ( 所 在 地 ) (	)
	外 国 滞 在 事 由	
	外国滞在中の所属 ( 所 在 地 ) (	)
	外国滞在期間 年月日から年月日	まで
2 配偶者同行 休業の請求期 間	既に承認を受けた配 年 月 日から   偶者同行休業の期間 年 月 日まで	
	今回請求する配偶者   年 月 日から     同行休業の期間   年 月 日まで	
3 職員及び配 偶者の外国滞 在中の住所 (居所)		
4 備 考		
5 配偶者同行 休業 (期間延 長) についる の所属長の意 見	年 月 日 所属長 氏名(記名押印又は署名)	

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この請求書には、次の書類を添付すること。
  - ア 配偶者同行休業の請求に係る配偶者の戸籍抄本(写しでも可。なお、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合及び配偶者が日本国籍を有しない場合は、戸籍抄本に代えて、婚姻関係を明らかにすることができる書類とする。ただし、承認期間の延長を申請する場合及び配偶者が職員である場合(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を除く。)は、添付の必要がない。)
  - イ 配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類
- 3 「職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄には、請求時点で外国滞在中の住所(居所)が決定していない場合は「未定」と記入し、決定した時点で速やかに報告すること。
- 4 「備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たつて必要と思われる事項を記入すること。

## 第18号様式の12 (第22条の5関係)

配偶者外国滞在事由等変更届			
	年	月	日
福島県知事様			
(所属長) 様 所 属			
職			
氏 名 (記名	押印又	は署名	)
下記のとおり配偶者同行休業に係る配偶者の外国滞在事由等にたので届け出ます。	ついて	変更が	生じ
記			
1 届出の事由			
□ 配偶者が外国に滞在しないこととなつた。			
□ 配偶者が外国に滞在する事由が、「職員の配偶者同行休業に成 26年福島県条例第62号)第4条第1項各号に掲げる配偶者当しなくなつた。			
□ 配偶者が死亡した。			
□ 配偶者と離婚した。(事実上婚姻関係にある場合は、その状態	兄が解消	肖された	. )
□ 配偶者と生活を共にしなくなつた。			
□ 産前産後休暇を取得することとなつた。			
□ その他(			)
2 届出の事由が発生した日			
年 月 日			

備考 該当する□には、レ印を記入すること。

2 1

この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県職員服務規程に定める第一この訓令は、平成二十六年七月四日から施行する。 附 則

福島県病院局

号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(人 事

課

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 26年 7 月 4 日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

## 福島県病院局管理規程第9号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「第32条」を「第33条」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院経営課)

(高校教育課)

	平成26	年7月4日	日 金曜日	福	島	県	報		号外	第33号		12
啓発外業 日					・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					様式第二号(表面)	ように改正する。 福島県教育庁等	平成二十六年
啓発 中								ш	自己啓発等 休 業		守服務規程 程 <b>務</b>	平七月四日 羽飛
锅 名 :休業 日					を	•	•	'		自己啓発	(平 <b>規</b> 平 <b>程の</b> 十一	の 一 部 を
								ш	自己啓発等 休 業		五年福島	改正する
								Ш	配偶 觜同行休業	:	界教育委員	割令を次の
		_			に改め、同様式(裏面)中					啓休」や   自己啓発等休業   配偶者同行休業	うに改正する。福島県教育庁等服務規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号)の一部を次の福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令	平成二十六年七月四日平成二十六年七月四日で高県教育の一部を改正する訓令を次のように定める。
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則福島県人事委員会規則第十号	報信の任用に関する規則の「音を改立する規則をごごに必有する   平成二十六年七月四日	、	号による用紙は、所要の調整をして使2 この訓令の施行の際現に作成されて1 この訓令は、平成二十六年七月四日	附則					<i>E</i>			
<b>3改正する規則</b> 委員長 今 野 順 夫	会	福島県人事委員会	号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。 (教育総務課) この訓令の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育庁等服務規程様式第二 この訓令は、平成二十六年七月四日から施行する。						に改める。			

うに改正する 命権者は」の下に「、法第二十六条の六第七項」を加える 第三十条第二項中「かかわらず」の下に「、法第二十六条の六第七項」を加える この規則は、 第三十条の二の見出し中 公布の日から施行する 「育児休業等」を「配偶者同行休業等」に改め、

同条中

任

平成二十六年七月四日

昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

福島県人事委員会 委員長

今 野

順

夫

印

職員の任用に関する規則

(昭和三十年福島県人事委員会規則第四号) の一部を次のよ

採用給与課

職員の給与の支給に関する規則の -成二十六年七月四日 一部を改正する規則をここに公布する

福島県人事委員会

今 野 順 夫

## 委員長

を次のように改正する。 職員の給与の支給に関する規則 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号) の一部

第七条第一項に次の一号を加える。

県

報

福島県人事委員会規則第十一号

条の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)を始め、 配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年福島県条例第六十二号) 又第 は二

業」に改める。 第七条第二項中「又は自己啓発等休業」を「自己啓発等休業をし、 又は配偶者同行休

行休業」に改める。 第八条中「又は大学院修学休業」を「大学院修学休業、自己啓発等休業又は配偶者同

福

島

「自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業」に改める。 第二十二条の二第一項第三号及び第二十二条の四第二項中「又は自己啓発等休業」を

啓発等休業中又は配偶者同行休業中」に改め、同項第四号中「大学院修学休業」の下に 「、自己啓発等休業、配偶者同行休業」を加える。 第三十三条第二項第二号中「又は大学院修学休業中」を「、 大学院修学休業中、自己

配偶者同行休業」に改める。 休業」を加え、同条第三項第二号中「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び 第三十三条の四第二項中「大学院修学休業」の下に「、自己啓発等休業、配偶者同!

自己啓発等休業中又は配偶者同行休業中」に改める 第三十三条の五第二項第二号中「又は大学院修学休業中」を「、 大学院修学休業中

期間及び配偶者同行休業の期間 第三十三条の六第四項第四号中 「及び自己啓発等休業の期間」を に改める 自己啓発等休業

この規則は、 公布の日 から施行する

13

福島県人事委員会規則第十二号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

五号)の一部を次のように改正する。 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則

条例(平成二十六年福島県条例第六十二号)第二条の規定による配偶者同行休業(以下 休業に関する条例」に、 「、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間」を加える。 「配偶者同行休業」という。)をしていた」に改め、 第四十八条中「若しくは職員の自己啓発等休業に関する条例」を「職員の自己啓発等 「していた」を「し、若しくは職員の配偶者同行休業に関する 「大学院修学休業の期間」の下に

を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、 し、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、 別表第十七の1の部四の項(2)中「防衛医科大学校」を「防衛医科大学校医学教育部医 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業生 (6の次に次のように加える。) (4)とし、(1)を(3)とし、(1)を(3)とし、(1)を(3)とし、 (10)と

2 特定自己啓発等休業以外の自己啓発等休業をした場合

別表第二十九中

3 2

特定自己啓発等休業以外の自己啓発等休業をした場合

配偶者同行休業をした場合

を

附 則 る。

この規則は、 公布の日から施行する

採用給与課

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】 発行者 印刷所 福 株式会社 第

島

に改